

住民と議会との意思疎通の充実（傍聴者への発言機会の付与）

長崎県小値賀町議会 ～模擬公聴会～

- 基本情報
 - ・ 人口(平成27年国調) 2,560人
 - ・ 議員(平成29年10月1日現在) 8人
- 取組の概要

定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。

 - ・ 町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
 - ・ 一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
 - ・ 質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。(意見・質問や回答は議事録には載らない)
 - ・ 規則等の改正は行わず、運用により実施。
- 契機
 - ・ 「議会と語ろう会」(各種団体やグループなどを対象に、テーマを定めて議会とディスカッションを行う取組)において、要望があったもの。
- 実績
 - 平成27年
 - ・ 6月18日(木)(夜間開催) 傍聴者47名
 - ・ 9月10日(木)(夜間開催) 傍聴者32名
 - 平成28年
 - ・ 9月12日(月)(夜間開催) 傍聴者18名
 - ・ 12月13日(火)(日中開催) 傍聴者17名
 - 平成29年
 - ・ 3月7日(火)(日中開催) 傍聴者4名
 - ・ 7月18日(火)(夜間開催) 傍聴者27名
- 取組に対する効果と課題
 - ・ 町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること。(町民から「議会を傍聴するのが楽しくなった」との意見あり。)
 - ・ 町政に対する町民の理解が深まったこと。
 - ・ 傍聴者が特定に団体に偏る傾向にあるため、幅広い層(特に若者)に町政に関心を持ってもらえるよう周知していくことが課題。



(実際の様子)

○地方自治法(抄)

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。